



和田ゆかり

ビジネスマナーちょっと得する話 135



皆さん、こんにちは。爽やかな季節5月です。5月といえば新緑。この季節は本当にドライブにはもってこい！最適な季節です。もう一つこの季節にもってこいなのは井上陽水の「5月の別れ」曲名からすると寂しそうに感じるのですが、そんな事もないんです。

ぜひ！皆さんこの曲を聞きながらドライブしてみてください。あの井上陽水の透き通った声に新緑がまた良く合うんですよ。

なんとも言えない、爽やかさでマイブームになっています。

さて、今回は「褒める」という事についてお話いたしました。今回は「肯定する」という事についてお話しします。

まず、一つの事例を紹介いたします。上司に「新プロジェクトの企画を考えてみました」「新サービスを考えてみました」とプランを提出した際、「あーあー後で見ておくよ」と目も通さずにそのままその書類を机の端に置かれてしまったり、また、頭ごなしに「こんな企画では通用しない」と言われたら部下はどう思うでしょうか？すぐに対応できなくても、後から、「あの新プロジェクトの件見てみたら〜」とか、「あの新サービスについてなんだけど」と何かしらのフィードバックがあるならば、まだ良いと思いますが、忙しきにかまけて全く反応がない場合、どう思うでしょう。部下が仮にその企画を1週間自分なりに考えて考えて報告をしたとしたら、やる気を失ってしまい兼ねません。もし、そのような事態が何度も起きていたら、自信すらなくなってしまいうでしょう。

普段の会話でも、相手が言ったことを「いやそれは〜」とすぐに否定してしまう方いらっしゃいますよね？そうすると会話は続きません。人は、たいがいの事を否定から見る癖があります。それを、まずは「肯定する」事から行ってみましょう。

最初の上司と部下の事例も「そうか！こんな企画を練っていたんだね。今はちょっと手が離せないから後で見てフィードバックするよ」と伝えたり、「なかなかいい企画だね。これを考えるのは大変だったんじゃないか？」とまず肯定してから、「でも、ここをこうするともっといい企画になりそうだから、考えてみてくれないか？」と提案をするようにしましょう。

大切なのは、まずは相手の言ったことを受け入れるという事。

受け入れた上で、自分の考えや提案をするという事です。

また、肯定するという事は、否定的な言葉ではなく、肯定的な言葉を使います。肯定的な言葉を使う事で相手が受け入れやすくなります。では、具体的に肯定する言葉をいくつかあげてみましょう。

「いいですね」「最高ですね」「よくやっているよね」「そうだね」「なるほど」など、ほんの一例ですがあげておきます。

相手が使った言葉を盛り込むとよりいいでしょう。

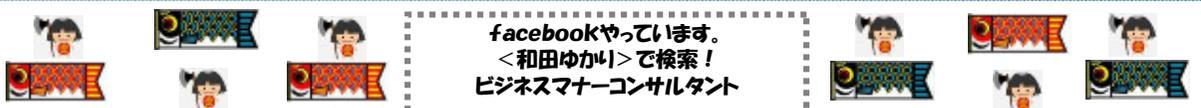
また、否定的な言葉自体を肯定する言葉にかえることもできます。

「行動力がない」→「慎重な」 「変わっている」→「個性的な」
「なれなれしい」→「社交的な」 「がんこな」 →「意思が固い」
「こんなこともわからない」 → 「ここまではわかる」などです。

まずは相手を受け入れて肯定する対応を心がけましょう。



“人生、肯定する言葉を使って HAPPY！”



facebookやっています。
＜和田ゆかり＞で検索！
ビジネスマナーコンサルタント

～人材が人財に変わる時シリーズ101～



スマートウォッチ

皆様、こんにちは。先日、スマートウォッチを買いました！

会社から携帯番号を貸与されたので、お客様からの着信に気付けるようにと思い、身に着けるようになりました。

とても、便利ですね！時計の機能はもちろんですが、着信があると、スマホに連動して、スマートウォッチが振動します。

他にも、睡眠管理やトレーニング管理など、様々な機能がついていて、健康を意識するようにもなりました。

私が購入したのは、4,000円程度なので、時計に対する概念も少し変わりました！

小田原版！

今回は小田原に事業所がある事業者限定で申し訳ございませんが、お知らせです。

3月号でお伝えした「一時支援金」ですが、売上高が前年・前々年対比で50%以上の減少という要件がなかなか厳しい！というご意見を多く受けました。

そんな中、小田原市独自の施策として「中小企業事業者等支援金(第3弾)」が発表されました。

申請期間が設けられていますので、早速みていきましょう。

申請受付期間

令和3年4月8日(木)から6月30日(水)までです！(郵送であれば当日消印有効)

受付につきましては、感染拡大防止に向け接触機会を抑制するため、小田原市役所への来庁はお控えください。

交付対象者

「神奈川県が実施する営業時間短縮要請の対象となっている飲食店等と直接・間接の取引がある者、又は緊急事態宣言の発出地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた者」とされています。

【対象となる業種例】

1. 営業時間短縮要請の対象となっている飲食店等と直接・間接の取引がある者

⇒農業者、漁業者、飲食料品・飲食サプライ品の供給者など

2. 不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受ける者

⇒旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者など

上記は、あくまで業態例です。不要不急の外出・移動の自粛による影響を受けた事業者は多いはずです。是非、ご確認を。

交付要件は以下の4つ

①小田原市内に登記上の「本店又は主たる事務所」を有する法人又は市内に住民登録がある個人事業主等であること

②2021年1月から3月までのいずれかの月の事業収入(売上)が、2019年又は2020年の同月と比較して、20%以上50%未満減少した月が存在すること、かつ50%以上減少した月が存在しないこと。

③国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の交付対象者に該当しないこと

④神奈川県から営業時間短縮要請を受けている飲食店等ではないこと など

交付額は法人最大30万円

次の式により算出した金額のうち高い方の金額です。

ただし、法人は30万円。個人事業主等は15万円を上限とします。

【2019年(または2020年)1月～3月の合計事業収入(売上)】－【2021年の対象月(1月～3月のいずれか)の事業収入(売上)】×3ヵ月

おそらく、2019年比の方が該当し易いかと存じます。

国の一時支援金は50%減少なので、厳しかったという方々も、是非ご確認ください。

また、小田原市だけでなく、各市独自の施策をうたれているようで、市役所HPをチェックされるのもいいかもしれません！



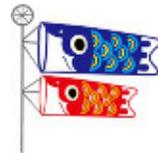
小田原市の中小企業事業者等支援金はコチラでチェック！

筆者：木村隆人(きむらたかひと)
笑顔と清潔感を大切に、真摯な姿勢と情熱をもって対応することを心がけています。そして内面は常にプロGRESS(漸進的)な考えで行動することを信念としています。
日の出からサーフィン、真冬のキャンプなどアクティブな活動が大好きです！

一人息子を溺愛しながら子育て奮闘中！



皆さん、こんにちは。5月になりました。5月は私の大好きな鯉のぼりが大空を泳ぐ季節です。昔は、5月前から鯉のぼりを見かけましたが、最近は少ないですね。どうやら上げたり、下げたりが大変なので少ないようです。私は未経験なので、眺めるのは楽しいです。今年も沢山見たいですね。



それでは今月は相続税が課せられる財産についてお話ししたいと思います。一般的なイメージですと、亡くなられた方（被相続人）名義の預貯金や土地、家屋が思い浮かぶと思いますが、それだけではありません。

亡くなられた方が所有していた金銭的に価値のある全ての財産に対して課されることとなります。それではわかりやすく具体的に挙げていきましょう。

土地、建物、借地権（土地を借りる権利）、事業用（農業用）の財産、株式、公社債、投資信託、現預金、貸付金、家庭用財産（家電、家具など）、書画骨とう、貴金属、自動車、特許権、電話加入権、立木などが財産に該当いたします。それ以外にもみなし相続財産といって亡くなったことにより受け取る生命保険金（被相続人が契約者で保険料を負担していたもの）、退職金などが該当します。

これらの財産は、亡くなった時点で所有していた財産ではありませんが、実質は相続したのと同じとみなされ、相続税が課税されます。

また、相続開始前3年以内の贈与財産も該当します。亡くなる前3年以内に亡くなられた方から財産の贈与を受けている場合には、その贈与を受けた財産に対しても相続税が課税されます。あるいは生前に相続時精算課税制度を利用して亡くなられた方から財産の贈与を受けている場合には、その贈与を受けた財産に対しても相続税が課税されます。



そして、課税されない財産もあります。そちらを具体的に挙げますと墓地・仏壇・祭具、国・地方公共団体や公益法人に寄付した財産、相続人が受け取った生命保険金や死亡退職金のうち一定額（500万円×法定相続人の数）などは、相続税が課税されない非課税財産とされています。

相続税を計算する上で一番大事なのが、課税される財産の洗い出しです。同居していないと分からないことが多いようです。

ご両親がご健在のうちに、財産の把握また名義についてなど聞いておくことも必要なのかもしれません。